

# 令和元年度 事業計画

## I. 基本方針

平成30年度は、社会保険労務士（以下「社労士」という。）制度創設50周年という大きな節目を迎え、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）主催の記念式典では約4,300人の参加者のもと、天皇皇后両陛下のご臨席を賜り、厳粛な式典が執り行われた。

広島県社会保険労務士会（以下「県会」という。）主催の記念式典及び記念講演会においても、一般を含め約180名の参加者を募り盛大に記念事業を執り行った。

本年度は、社労士にとって、新たなステージの幕開けであるとともに、100周年に向け、これからの50年を展望し、あらためて社会保険労務士法（以下「社労士法」という。）第1条に掲げる制度の目的である「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に寄与する」という原点の精神に立ち返りつつ、社労士制度の更なる発展及び社労士の地位向上を実現していくための第一歩を踏み出す大切な年度である。

さらに、昨年公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により関連法律の改正が順次施行されるとともに、労働力不足による外国人労働者の受け入れ拡大など、様々な社会基盤の整備が進められていくなか、企業等の事業活動と国民の生活そのものに深く関わる社労士が担う役割の期待は、一層高まってくるものと考えられる。

県会においても、引き続き社労士が人の「心」に寄り添い、「人を大切にする企業」づくりを支援し、ひいては「人を大切にする社会」の実現が図られるよう、各種事業を展開していくこととし、今後の社労士法改正の課題等については、更なる社労士制度の充実を図るため、広島県社会保険労務士政治連盟（以下「広島政連」という。）との連携により検討を進めることとする。

また、社労士の事業開発については、連合会と協力して情報収集を図り、的確な施策を講ずる。特に働き方改革に関連する事項については、今年度より施行された改正労働基準法等の企業における対応状況等の把握に努める。また、来年度以降施行される内容に関しては、企業にとって業種・規模等を問わず対応が求められることから、時機を逸することなく連合会と連動し、必要な施策の検

討及び実施に努める。

平成30年2月に広島県と連携協定を締結した「働き方改革」については、広島労働局とも連携を図りながら、引き続き県内企業への浸透に向け労働環境の課題に対する改善提案・指導を進めていく。

東日本大震災、広島土砂災害発生後、近年においても地震・台風・水害等、大規模な自然災害が発生しており、連合会と連携して、被災地の実情に合わせた復興支援活動に協力していく。

近年、社労士の信用を失墜するような行為や不適切な情報発信等により品位を損なう行為を行う社労士が散見される。社会からのニーズの高まりとともに職業倫理の遵守も求められてきている状況を踏まえ、連合会と連携を密にして、より一層職業倫理や品位保持の徹底を図る。

上記のほか、社会情勢等の変化により、社労士制度発展に密接に関係する事案が発生した場合には中国・四国地域協議会と協力し、広島政連と連携しながら、積極的に対応する。

## II. 重点事項

### 1. 社労士制度推進に関する事業

労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を担う唯一の国家資格者として、広く国民生活の向上に寄与するとともに、社労士業務の拡充・改善及び社労士制度のさらなる発展のため、以下の事業を行う。

- (1) 地方自治体を中心に労務監査・労働条件審査の導入提案を引き続き行い、実施の上、その成果を挙げるよう推進する。
- (2) 「社労士会労働紛争解決センター広島」の利用促進を図る。
- (3) 医療・介護・建設及び保育業の分野における労務管理業務を推進する。
- (4) 中小企業への働き方改革の浸透を強力に進めるとともに、その他支援に関する事業への取り組みを行う。
- (5) 業務侵害行為の防止に関する対応の強化を図る。
- (6) 電子申請手続業務の普及と活用にとまなう支援を行う。
- (7) マイナンバー法への対応に関する事業を推進する。

## 2. 社会貢献に関する事業

社労士としての社会的貢献を果たすため、以下の事業を行う。

- (1) 社労士としての社会貢献を果たすため、日本年金機構から受託した「街角の年金相談センター広島・福山」を適正に運営し、街角センターのモットーである「身近に顔が見える安心、そして、信頼」を更に周知し、年金相談の円滑な実施を図り、年金制度の信頼回復へ積極的に寄与する。また、被用者年金制度の一元化等の年金制度改正に即応した研修及び業務の整備を行う。
- (2) 労働社会保険制度に関する理解度の向上のため、広島県及び県内該当市町との協力により、学校教育の場における社労士による出前授業の取り組みを行う。
- (3) 「一般社団法人社労士成年後見センター広島」の積極的な支援を行う。
- (4) 突発的に発生する大規模災害に対しては、迅速かつ適切な対応を行う。

## 3. 資質向上に関する事業

国民の信頼に応え、社労士としての品位を保持するための施策を講じることを目的とした体系的な研修を実施するため、以下の事業を行う。

- (1) 社労士の品位保持にかかる事業として、コンプライアンス研修等を実施するとともに、苦情相談窓口の対応強化を図る。
- (2) 社労士業務に直結した分野別研修、重要な法令の制定及び改定についての研修を行う。
- (3) 新規入会会員が、専門家として関係先から信頼を得られるよう、資質の向上を図るための研修を行う。

## 4. 広報に関する事業

社労士の有用性の理解促進と知名度の向上を図るため広域的な広報を展開する。

- (1) 社労士制度を広く周知し、その有用性についての理解を図るとともに「会報」や「ホームページ」の活用により情報発信を行い、様々な角度からの広報活動を実施する。また、ブランド力確立のため、キャッチコピー「支えます！職場の安心、企業の未来」を活用し定着を図るとともに、社労士法改正に伴う業務範囲拡大等の周知を行う。
- (2) 「社労士制度推進月間」に各支部が実施する「無料相談会」等の広報支援を行う。

## 5. 行政機関等との連携に関する事業

労働社会保険に関する諸問題について、行政機関等と連携・協力し、以下の事業を行う。

- (1) 広島労働局への協力と連携を図り、委託事業である「専門家派遣・相談等支援事業」等を推進する。
- (2) 日本年金機構広島代表事務所との定例会議を実施し、各年金事務所への協力と連携を強化するとともに、窓口及び出張相談業務等への積極的な取り組みを行う。
- (3) 全国健康保険協会広島支部への協力と連携を強化する。
- (4) 年金記録訂正審議委員会への協力を実施する。
- (5) 国土交通省が推進する建設業の社会保険未加入問題への取り組みについて、連合会と連携し協力をする。

## 6. 社労士法改正に関する事業

社労士制度充実のため、以下の事業を行う。

- (1) 第8次社労士法改正で実現した①個別労働紛争に関する民間紛争解決手続における紛争の目的の価格の上限の引き上げ、②補佐人制度の創設、③社員が一人の社労士法人の設立について、円滑な運用がなされるよう必要な措置を講じる。
- (2) さらなる社労士制度の充実を図るため、引き続き政治連盟と連携し、社労士法改正で積み残しとなっている課題について検討する。

## 7. 諸事業

上記1～6の各事業に加えて、社労士制度発展に必要な以下の事業を行う。

- (1) 連合会との連携により、社労士法に違反する業務侵害行為等に関する情報を収集し、厳正かつ適切に対処する。
- (2) 社労士制度への信頼をより高めるため、社労士賠償責任保険の加入促進を行う。
- (3) 社労士試験、特別研修及び紛争解決手続代理業務試験の実施と事務等に協力する。
- (4) 会員相互の情報交換と親睦の促進を図る。

### Ⅲ. 具体的事項

#### 1. 総務関係

- (1) 通常総会、理事会、その他会議の必要に応じた開催と、会運営の積極的かつ円滑な推進を図る。
- (2) 「社労士会労働紛争解決センター広島」、「街角の年金相談センター広島・福山」及び「一般社団法人社労士成年後見センター広島」の運営に伴う協力を行う。
- (3) 組織の拡大強化を推進する。
  - ア 新規会員の積極的加入推進と連携強化
  - イ 連合会及び中国・四国地域協議会との連携強化
  - ウ 企業内社労士の加入促進と連携強化
  - エ 社労士試験及び特別研修並びに紛争解決手続代理業務試験事務受託に伴う協力、実施
  - オ 電子申請の利用促進に向けて証明書の取得及び利用促進
  - カ 会則等の検討及び編纂配布
  - キ 会費の納入方法における口座振替制度の促進
  - ク 社労士個人情報保護事務所（SRP II）認証の推進
  - ケ 社労士賠償責任保険の加入促進
  - コ その他、組織の拡大強化を目指した取り組み
- (4) 情報セキュリティ及び会員名簿システムの強化に取り組む。
- (5) 関係行政機関等に対する協力及び連絡協議を図る。
  - ア 労働保険年度更新業務への協力
  - イ 業務運営に関する関係行政機関等との連絡協議
  - ウ その他関係行政機関等からの要請事業への協力

(6) 福利厚生に関する事業を実施する。

ア 会員及びその家族の慶弔

イ 連合会の共済会が行う福利厚生制度の推進

ウ その他

## 2. 研修関係

令和元年度重点研修

「人を大切にする人事労務管理」を研修のメインテーマとする。

全国社労士会連合会ホームページ 研修システムの活用

(1) 基礎研修の開催

ア 新規加入会員研修（必須研修）

(2) 分野別研修の開催

ア 法令研修 令和元年9月 実施予定

イ 業務研修 令和元年11月 実施予定

ウ 「人を大切にする人事労務管理」研修

令和2年2月 実施予定

エ 働き方改革の推進に係る連携協力に関する協定に基づく研修

オ 年金研修

(3) 倫理研修（必須研修）令和2年2月 実施予定

(4) 電子申請研修

(5) 全国社労士会連合会主催

ア 特別研修

イ 「働き方改革」研修

(6) その他の研修

ア 各支部が行う研修について協議し、協力援助する

イ 上記に掲げるもののほか、県会は必要に応じ研修を実施する

3. 広報関係

(1) 内的広報活動（会員向け）の推進

ア 会報発行（年2回9月、1月）

イ ミニ会報の発行（不定期）

理事会概要、最新の話題等発信

ウ ホームページの拡充

- ・ 県会からの情報発信
- ・ 支部間、会員間の交流促進（研修会の交流等）
- ・ 報告用各種様式の整備

エ メールマガジンを活用した、県会からの迅速な情報発信

発信情報の拡充と、発信ルールの見える化の推進

オ 全国社会保険労務士国民年金基金加入促進のための広報

カ 社会保険労務士賠償責任保険加入促進・SRP II 推進のための広報

(2) 外的広報活動（国民一般、事業主、労働者、行政、年金受給者等向け）の推進

ア 社会保険労務士の活用促進と業務内容について広報

- ・ 「特定社会保険労務士制度」の周知および活用促進
- ・ 「労務監査」への取組みをPR

- ・ 「医療労務コンサルタント」事業のPR および活用促進
  - ・ 「医療機関を対象とする電話相談対応等モデル事業」のPR
  - ・ 医療・介護・建設・保育業および外国人技能実習生の分野における労務管理業務のPR
  - ・ キャッチコピー「人を大切にする企業づくり」を活用・定着促進
  - ・ 広島県との「働き方改革推進」にかかる協定締結を起点とした制度周知・活用に関する積極的な広報
  - ・ 広島県内市町への社会保険労務士の活用に関する直接的な広報
- イ 話題作りによるマスメディアを利用した制度・活用広報
- ・ ニュースリリースを活用したパブリシティー
- ウ 広島県・県内市町等との協力による行政広報媒体の活用
- エ 「社労士の日」に合わせた社労士活用促進等の広報（12月）
- オ 年金相談業務、労務管理相談業務に係る恒常的広報活動
- ・ 新聞、ポスター等の媒体を利用した周知および活用促進
- カ 「総合労働相談所」「街角の年金相談センター広島・福山」の周知、活用促進 PR
- キ 広島自由業団体連絡協議会による各士業連携事業への参画
- ク ホームページの充実による各種情報発信
- ケ ポスター、チラシ等を利用した継続的広報活動
- (3) 社会貢献としてのワークルール教育を通じた広報
- ア 学校授業カリキュラムでは習得する機会のない労働契約から派出するワークルールについて、その必要性を痛感するところから SR（Social Responsibility：社会的責任）として、積極的に取り組む
- イ 学生・生徒の皆さんへの制度・活用啓発を実施
- ウ 地域・職場などにおけるワークルール教室を広報



(4) その他

- ア 「社労士会労働紛争解決センター広島」の会内・会外への周知および活用促進
- イ ワークルール教育（出前授業）の広報活動
- ウ 連合会との連携による広報活動
- エ 各部会との連携による広報活動
- オ 国土交通省・経済産業省・法務省・農林水産省など従来関係希薄だった行政機関等との連携による広報活動
- カ 「社労士成年後見センター広島」のPR および活用促進
- キ マスメディアとの交流を兼ねた情報交換会の実施

4. 業務関係

(1) 職域環境の確立と地位向上を促進する。

- ア 無資格者等による業法違反及び業務侵害への対応
- イ 業法違反及び業務侵害に関する関係行政への協力依頼
- ウ 苦情処理相談窓口での対応

(2) 業務侵害行為の防止に関する取り組みを行う。

- ア 他士業会員等のホームページを検索して、業務侵害行為の有無を調査する

(3) 不適切な情報発信への取り組みを行う。

- ア 県会会員のホームページを検索して、不適切な情報発信を行う会員の有無を調査する

(4) 関係機関と協力関係を維持する。

(5) マイナンバー制度の周知を行う。

5. 事業関係

(1) 労務監査・労働条件審査に関する事業を実施する。

- ア 地方自治体を中心に労務監査・労働条件審査業務を受託できるよう積極的に推進し、社労士の周知を図る
  - イ 行政からの需要があれば即時対応できるよう体制を整える
- (2) 司法制度改革に関する事項
- 広島地方裁判所における民事調停委員の任命
- (3) 医療労務コンサルタント事業を実施する。
- ア 医療勤務環境改善支援センターを中心に、医療機関に対する総合的な支援体制を構築する
  - イ 労働局、広島県、関係団体と連絡を密にとり医療現場の労務管理改善に寄与する
  - ウ 医療機関を対象とした電話相談対応等の事業を行う
  - エ 研修部と連携し、医療コンサルタントの育成及び能力向上のための研修を行う
- (4) 厚生労働省よりの委託事業に積極的に取り組む。
- ア 厚生労働省が外部委託する事業の内容及び目的等を検討し、社労士の専門性を十分活かせる事業に関しては、積極的に参加協力する
- (5) 国土交通省が行う事業に協力する。
- ア 国土交通省が推進する建設業者の社会保険加入推進に関し、連合会や地方行政機関と連携を密にする
- (6) 厚生労働省が行う事業に協力する。
- ア 社労士の専門性を活かし、年金に対する国民からの信頼回復に資するため、「地方年金記録審議会」の運営に協力する
- (7) ゆうちょ銀行中国エリア本部との「年金自動受け取り営業サポート業務」に関する受託業務を実施する。
- ア 受託する業務
    - ・ 郵便局が案内するお客様の老齢・遺族年金請求手続きの代行
- (8) 相談会等に対応する。
- ア 常設行政相談会への協力

イ 「総合労働相談所」の充実

- ・ 令和元年度も引き続き常設の相談所とし、利用の促進を図る
- ・ 「社労士会労働紛争解決センター広島」と連携を取り、センターの利用促進に協力する
- ・ 相談員のレベルアップを図るため、必要な研修を行う

ウ 相談会の PR

- ・ 広報部と連携を取り、効率的・効果的な広報を行い、国民の年金や雇用に対する不安を解消して積極的に協力する

(9) 全国社会保険労務士会連合会が推進する事業を積極的に取り組む。

ア 医療・介護・建設及び保育業の分野における労務管理業務を推進する

イ 研修部と連携し、医療・介護・建設及び保育業の分野における労務管理業務を推進するための研修を行う

ウ 人材の確保・定着に関する事項に併せて、外国人材受入れに関しても情報収集したうえで検討を行う

エ 農業をはじめとした色々な分野について、政策動向や中小企業・小規模事業者の実態を注視し、検討を行う

オ サイバー法人台帳 ROBINS による経営労務診断サービスを推進する

6. 広島県社会保険労務士会 街角の年金相談センター運営部関係

- (1) 日本年金機構から受託している「街角の年金相談センター広島・福山」を適正に運営し、年金相談の円滑な実施を図る。

7. 社労士会労働紛争解決センター広島関係

(1) 「社労士会労働紛争解決センター広島」の運営

ア センターのあっせん実績を挙げるため、広報部と連携し、センターの利用促進を PR する

イ あっせん委員候補のレベルアップを図るため、必要な研修を行う

ウ 「総合労働相談所」と綿密な連携を取り、あっせんに繋げる体制を整備する

(2) 労働紛争解決あっせん委員会の委員登用を推進する。

ア 広島県労働委員会の公益委員への登用を引き続き要請

(3) 日本司法支援センター（法テラス）に関する業務について積極的に協力する。

#### IV. その他

1. 図書、印刷物の斡旋

2. その他

